

本論文は

世界経済評論 2021 年 5/6 月号

(2021 年 5 月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン書店

国境を越える デジタル・データの 流通と規制



東京外国語大学非常勤講師 須田 祐子

すだ ゆうこ 上智大学大学院外国語学研究科博士後期課程満期退学。国際関係論博士。著書に *The Politics of Data Transfer* (Routledge, 2017), 『通信グローバル化の政治学』(有信堂, 2005年, 第21回テレコム社会科学賞奨励賞受賞), 『データプライバシーの国際政治』(勁草書房, 2021年)。

情報化とグローバル化の進展に伴い、膨大な量のデジタル・データが国境を越えて流通し利用されているが、越境データを律するグローバルなルールは確立されていない。こうした状況下でデータに関する国際ルールづくりの主導権争いが表面化している。その中心はアメリカと中国である。デジタル大国であるアメリカは、国境を越えるデータの自由な移動を主張し、EUと日本も越境データの自由な流れを基本的に支持する。これに対し新興データ大国である中国は、国家によるデータの管理を志向し、一部の国からの支持を得ている。データの自由な越境移転を促進するためには、中国を巻き込む形で多国間の枠組みを構築することが望ましいが、TPP協定やRCEP協定はその踏み石になり得るだろう。

I 「21世紀の石油」をめぐる攻防

デジタル技術により加工された情報、すなわちデジタル・データは「21世紀の石油」とも呼ばれ、その経済的重要性は増す一方である。今日、世界各地のさまざまな業種の企業がさまざまなデータを利用して製品やサービスを開発、生産、提供していることは言うまでもないが、情報化とグローバル化の進展に伴い、膨大な量のデータが国境を超えて移転、利用されていることは、国際経済のみならず国際政治の観点からもきわめて大きな意味を持つ。

マッキンゼー・グローバル研究所の報告書によれば、越境データのフローは2005年から

2014年までの9年間に約45倍増大した¹⁾。IDC社の予想では、世界で生成されるデジタル・データは2018年から2025年までの7年間に5倍以上増大するが²⁾、そのうちのかなり大きな部分は国境を越えて利用されることは想像に難くない。

ところがデータは国境を越えて流れるにもかかわらず、どのようなルールをどのように越境データに適用するかについては国家間に幅広い合意がなく、越境データを律するグローバルなルールは確立されていない。このような状況のもと越境データを律する国際ルールづくりの主導権争いが表面化し、越境データを利用する企業の活動にも影響が及ぶようになっている。

本稿では、越境データを律するルールづくり

の国際動向を概観する。以下では、まずアメリカ、欧州連合（EU）、中国の関連する政策を検討し、次に越境データの問題を扱う、あるいは扱い得る多国間の枠組みの現状と将来の可能性について考察する。

II アメリカのデジタル経済戦略と越境データの自由な流れ

1. アメリカの FTA 戦略とデジタル貿易の自由化

国境を越えるデジタル・データの流通はトランスナショナルな経済活動に不可欠である。越境データの流れはトランスナショナル化した経済活動全般を下支えする役割を果たしているが、特に国境を越えるデジタル・プロダクト（デジタル化された音楽や映像など）の取引（配信サービスなど）やデジタル・ネットワークを通じた商取引（電子商取引）は、越境データの流れによって可能になっているため、データを円滑に越境移転し、利用できることが事業の前提条件となる。アメリカ政府は「越境データの自由な流れ」を強く主張しているが、これはアメリカ企業がデジタル貿易で抜きん出た存在であることを考えれば当然とも言える。

アメリカがデジタル貿易自由化と「越境データの自由な流れ」を推進する手段として利用してきたのが自由貿易協定（FTA）である。2004年1月に発効した米シンガポール FTA と米チリ FTA 以降、アメリカが貿易相手国と締結したすべての FTA に電子商取引を扱う独立した章が設けられ、電子的送信への関税の不賦課、コンピューター関連設備の設置義務の禁止、データの自由な国際的流通の確保といったデジタル貿易の促進に重要なルールが規定され

ている³⁾。

2. TPP 協定

2016年2月に日本とアメリカを含む環太平洋地域の12カ国⁴⁾が署名した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定にも電子商取引章（第14章）があり、電子商取引の利用と発展に対する「不必要な障害」を回避するための規定が盛り込まれている。特に重要なのは「各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む）の電子的手段による国境を越える移転を許可する」（第14.11条）という規定である。この情報の自由な越境移転についての規定は、「いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピューター関連設備を利用し、または設置することを要求してはならない」（第14.13条）とする規定によって補強されている。ここでいう「コンピューター関連設備」とは、具体的にはサーバーのことであり、国内で事業を行う条件として事業者が国内でのデータの処理や保管を義務づける「データ・ローカライゼーション」（data localization）規制を禁止する内容となっている。

ところで TPP 協定は、アメリカの主導下で交渉され、バラク・オバマ（Barack Obama）大統領のレガシー（遺産）となるはずであった。ところが後任のドナルド・トランプ（Donald Trump）大統領は、2017年1月に就任すると直ちに TPP 協定からの離脱を指示する大統領令に署名した。この番狂わせを受けて、アメリカを除く TPP 協定参加11カ国は、協定の存続を図るべく協議を重ね、2018年3月に「包括的で先進的な環太平洋パートナー

シップ」(CPTPP)協定(TPP11協定)の署名にこぎつけた。

CPTPP協定に至る交渉過程ではTPP協定(TPP12)の内容が見直され、一部の規定は凍結されたが、電子商取引と越境データ流通に関する項目はCPTPP協定にそのまま引き継がれている。

3. 日米デジタル貿易協定

TPP協定の電子商取引章は日米デジタル貿易協定にも引き継がれている。同協定は、日米貿易協定と並行して交渉され、2019年10月に署名された後、2020年1月に発効した。

日米デジタル貿易協定は、「いずれの締約国も、情報(個人情報を含む)の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、または制限してはならない」(第11条)として日米間の商業目的でのデータ移転の自由を規定する。また協定は、「いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、または設置することを要求してはならない」(第12条)としてデータ・ローカライゼーション規制を禁止する。要するに、米デジタル貿易協定は、同じ内容の規定を設けているという意味で、TPP協定電子商取引章の日米版と言える。

日米デジタル貿易協定は、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するルールを整備することを目的とするが、その意義は日米間のデジタル貿易の促進にとどまらない。2019年9月25日、日米貿易協定および日米デジタル貿易協定の最終合意に際し、安倍晋三首相とトランプ大統領が発表した共同声明によれば、「日

米デジタル貿易協定は、この分野における高い水準のルールを確立し、日米両国がデジタル貿易に関する世界的なルールづくりにおいて引き続き主導的な役割を果たすことを示している」という。つまり日米デジタル協定は、日本とアメリカが関与するFTAや経済連携協定(EPA)の交渉で参照される基準となることが予想される。

III EUのデータ保護政策と個人データの越境移転の規制

1. EUの一般データ保護規則(GDPR)

EUもデータの流れは自由であるべきという立場をとっているが、国境を越える個人データの移転と利用については慎重であり、この点でアメリカと一線を画している。

ヨーロッパでは、個人に関するデータの保護、すなわちデータ保護(アメリカでいうプライバシー)は「個人の基本的権利」として位置づけられ、2000年に採択されたEU基本権憲章は「何人にも、自己に関する個人データの保護の権利がある」(第8条)としてデータ保護の権利を保障する。これはひとつには第二次世界大戦前と大戦中、個人データの濫用が大規模な人権侵害を助長した歴史的経験にもとづくが、データ保護は個人の基本的権利であるという捉え方の帰結として、ヨーロッパではデータプライバシーは社会的保護の問題として位置づけられ、国家の法律や政府の規制によって保障されるべきであると考えられている。

現在、EUのデータ保護体制の法的基礎となっているのは2016年4月に採択され2018年5月に施行された一般データ保護規則(General Data Protection Regulation, GDPR)である。

GDPRは、EU域内における個人データの扱いを包括的に規制するが、その影響はEU域外にも及ぶ。GDPRは、EU域内から第三国（EU加盟国以外の国）への個人データの移転について、移転先で「十分なレベルの保護」が確保されているときは移転できる、逆に言えば「十分なレベルの保護」が確保されていないときは移転できないと規定しているからである（第45条）。このような規定が設けられているのは、個人データの域外移転に何の制約もなければ、データ保護のレベルの低い第三国にEU市民の個人データが移転されて不適切に利用され、その結果、EU市民のデータプライバシーが侵害される可能性があるという論理による。

しかしEU加盟国以外の国の企業にとっては、デジタル化した経済活動に不可欠な個人データ（例えば顧客に関するデータ）をEU域内から移転できないことは、世界最大規模の経済圏であるEUでの事業を制限されることに等しい。GDPRは「十分なレベルの保護」がない場合でも拘束的企業規則（Binding Corporate Rules, BCR）や標準データ保護条項などの「適切な安全保護措置による移転」が可能であるとしているが、こうした追加的措置をとることはEUから移転された個人データを受けるEU域外の企業にとって大きな負担となる。このためGDPR（とその旧バージョンであるEUデータ保護指令）は、EU域外の国々にEUスタンダードを広める一方、EUとアメリカとのあいだで「データ戦争」を誘発することにもなった。アメリカとEUは「プライバシーは保護されるべきである」という基本的考えでは一致するもののデータプライバシー保護のための制度が異なるからである。

2. 個人データの移転に関する日EU合意

日本の個人情報保護制度は、政府セクターと民間セクターを区別して規制し、また以前は個人情報保護法の遵守を担保する独立した第三者機関が存在しなかったため、「十分なレベルの保護」を確保する国として（EU側で）見なされていなかった⁵⁾。しかし2018年7月、日本の個人情報委員会とEUの執行機関である欧州委員会は、日本とEUの「充分性」を相互に認定し、日EU間の円滑な個人データ移転を図る枠組みを構築することで合意した。これを受けて2019年1月、欧州委員会が日本に対する「充分性の決定」を採択するとともに、個人情報委員会がEUを「日本と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として指定した。

個人データ移転に関する日EU合意は、EUがアジアの国と最初に取り交わした個人データ移転に関する合意である。実は、この合意を形成するための日EU対話は、日EU・EPAとほぼ並行して行われた。日EU・EPAの締結を見越して日EU間の個人データ移転の枠組みが協議されたこと自体、個人データの移転と利用が情報化した経済では必要不可欠であることを示すものと言えよう。

IV 中国サイバーセキュリティ法とデータの「囲い込み」?

1. 中国サイバーセキュリティ法によるデータ・ローカライゼーション

越境データをめぐる国際摩擦としては米EU間の「データ戦争」が（日本はともかく欧米では）耳目を集めてきたが、最近では、中国のデータ・ローカライゼーション規制とそれによ

るデータの「囲い込み」が新たな争点として浮上している。

2017年6月に施行された中国サイバーセキュリティ法（中华人民共和国网络安全法、直訳すると「中華人民共和国ネットワーク安全法」）は、個人情報の安全を理由として、個人データを国内で保存することを「重要情報インフラストラクチャ」を運営する事業者に義務づける。すなわち通信、情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政サービスなどを提供する「重要情報インフラ」の運営者が「中華人民共和国国内での運営において収集、発生させた個人情報および重要データは国内で保存しなければならない」（第37条）と規定する。同法によれば、個人データおよび重要データを「国外に提供する必要がある場合」には、政府機関が行う「安全評価」をクリアしなければならないが、評価の基準は明らかでなく、また「重要情報インフラ」の運営者の範囲も明確でない。中国国内から中国国外への個人データと重要データの移転は実質的に禁止されているものと考えられる。

中国サイバーセキュリティ法の越境データ移転規制は、典型的なデータ・ローカライゼーションの要求である。中国のサイバー関連政策はきわめて不透明であり、データ・ローカライゼーション規制の真意がどこにあるのかは不明だが、個人情報保護が真の目的であるとは考え難い。よく知られているように中国政府はネットワークを流れる情報を広範に統制しており、中国では国家の安全が個人情報の安全（プライバシー）に留保なしに優越するのは明らかである。中国市場に関する膨大なデータを国内に「囲い込み」中国のハイテク企業に有利な環境をつくりだすという経済的動機がデータ・ロー

カライゼーション規制の背後に存在するのは確実であろう。

2. 中国データセキュリティ法草案

中国政府は2020年7月に「中国データセキュリティ法」（中华人民共和国数据安全法、直訳すると「中華人民共和国データ安全法」）の草案を公表した。同法案からは国家によるデータの管理を強化しようとする中国政府の意図が窺える。越境データ移転との関連で重要であるのは、「国家は、国際的義務の履行や国家安全保障の維持に関係する管制品目に属するデータに対し、法律に基づいて輸出管理を実施する」（第23条）という輸出管理規定である。また「中華人民共和国国外の組織、個人がデータ活動を展開し、中華人民共和国の国家の安全、公共の利益、または公民、組織の合法的権益に損害を与えた場合、法律に基づいて責任を追及する」（第2条）という域外適用規定も中国に進出した外国企業にとっては懸念材料であろう。

3. データの国家管理とサイバー主権の主張

国際政治の観点からは、越境データ移転の規制が国家によるデータの管理と表裏一体の関係にあることも重要である。すなわち「主権国家は、国内における情報の流れ、国内への情報の流れ、および国内からの情報の流れをコントロールする正当な権利を持つ」というサイバー主権論が中国のデータ・ローカライゼーション規制の理論的裏づけとなっている。

中国のサイバー主権の主張は、基本的自由と情報（データ）の自由な流れを重んじる欧米諸国の主張とは相容れないが、ロシアや一部の途上国からは支持されている。このことは、例え

ば、2012年12月にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催された世界国際電気通信会議（WCIT-12）での議論からも明らかである。WCIT-12は国際電気通信規則（ITR）を改正するために国際電気通信連合（ITU）が主催した会議であったが、中国とロシアは「通信主権」を原則とするITRの適用範囲にインターネットを含めることを提案し、アラブ諸国や一部のアフリカ諸国から支持を得た。中国は決して国際的に孤立しているわけではないのである。

V データ流通圏の併存？

すでに述べたように、中国は、国内から国外へのデータ移転を規制し、その結果、単一の巨大なデータ流通圏になりつつあるように見える。一方、中国は、商用目的で国外から国内にデータを移転することは特に制限していない。バイドゥ、アリババ、テンセントをはじめとする中国のIT企業が海外市場で収集した個人データを中国国内に移転することは制限されていないのである。

アメリカやEUや日本から見れば、国内から中国に移転された個人データが公正に利用される保証はどこにもない。商用目的で中国に移転された個人データに中国の当局がアクセスしているのではないかという根強い懸念が日米欧にはある。

そこで構想されているのが日米欧三極のデータ流通圏である。すなわち日本、アメリカ、EUのあいだではデータの自由な移転を確保する一方、信頼できるデータ保護政策をとっていると認められない他の国へのデータの移転を禁止する枠組みをつくるのが検討され始めている。

近い将来、日米欧三極のデータ流通圏が実現するのかどうかは別として、長期的に見た場合、データ流通圏の有益性には疑問の余地がある。日米欧三極のデータ流通の枠組みが実現すれば、世界のデータの流れは中国データ流通圏と日米欧データ流通圏のあいだで分断されることになりかねない。換言すれば、グローバルに張り巡らされたネットワークで繋がった世界が併存するデータ流通圏によって区分化されることになりかねない。シームレスなグローバル・ネットワークの恩恵を考えれば、そうした事態は好ましくない。

VI 求められる多国間の枠組み

1. WTOでの国際ルールづくり？

グローバルなデータの流れを促進するためには、アメリカや中国をはじめとする主要国すべてが参加する多国間の枠組みを発展させる必要がある。その際、新しい枠組みを一からつくるのではなく、既存の国際的枠組みを利用するのが現実的であろう。

全世界をカバーするグローバルな枠組みとしては世界貿易機関（WTO）が挙げられる。実際、アメリカ、EU、日本を中心とする有志国のグループはWTOの枠組み内でデータの取引に関する国際ルールづくり提唱している。2019年6月に大阪で開催された20カ国・地域首脳会議（G20サミット）で、安倍晋三首相が国境を越えるデータを律する国際的なルールを作成する交渉（いわゆる「大阪トラック」）の開始を提唱したのは、この文脈においてである。しかしWTOでの動きは鈍く、早期の成果は期待できそうにない。現状では、むしろ地域をカバーするリージョナル（地域的）な枠組

みを発展させる方が有望であると考えられる。

2. RCEP 協定

リージョナルな枠組みによる円滑なデータの流通という観点から特に注目されるのは東アジアの地域的な包括的経済連携（RCEP）協定である。RCEP 協定は、2013年にASEAN加盟10カ国⁶⁾、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、およびインドの16カ国によって交渉が開始され、2020年11月、インドを除く15カ国によって署名された。

RCEP 協定は、「締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない」（第12.15条）として越境データ移転の自由を求め、さらに「いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピューター関連設備を利用、または設置することを要求してはならない」（第12.14条）としてデータ・ローカライゼーション規制を禁止する（ただし両規定ともカンボジア、ラオス、ミャンマー、およびベトナムは5年間適用が猶予される）。これはTPP協定電子商取引章の「情報の電子的手段による国境を越える移転」と「コンピューター関連設備の設置」に関する規定と同じ内容である。

したがってRCEP協定が発効すれば、日本やその他のRCEP協定締結国は電子商取引章の規定を根拠として中国のデータ・ローカライゼーション規制に対抗することができる。RCEP協定は、順調に行けば2022年に発効する見込みであり、今後の事態の推移が注目される。

3. TPP 協定の拡大？

アジア太平洋地域ではRCEP協定に先駆けてTPP協定が成立しているが、TPP協定（TPP11）参加国が拡大する過程で越境データの自由な流れを促進する枠組みに中国を取り込むことができるかどうかにも注目される。中国の習近平国家主席は2020年11月のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議でTPP協定への参加を検討していることを表明した。中国はTPP協定に加盟すれば「国境を越える情報の移転の自由」を確保する義務を負い、中国サイバーセキュリティ法で求められるデータ・ローカライゼーション義務は協定違反ということになる。ただし、そのためには現在のTPP協定のレベルを引き下げないことが必要である。

すでに述べたようにTPP協定とRCEP協定は、越境データ移転の自由とデータ・ローカライゼーションの禁止を規定する点で共通するが、実はTPP協定は、信頼性の確保についてはRCEP協定よりも高いレベルのルールを設けている。すなわちTPP協定では、「いずれの締約国も、他の締約国の者が所有するソフトウェアまたは当該ソフトウェアを含む製品の自国の領域における輸入、頒布、販売または利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転または当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない」（第14.17条）としてソース・コードの開示要求を禁止しているが、RCEP協定には同様の規定は含まれていない⁷⁾。

ハイ・レベルの維持と並ぶ問題はアメリカの参加である。TPP協定を基盤として越境データの流通の枠組みを形成するためにはアメリカの協定復帰が欠かせない。しかし2021年1月に就任したジョー・バイデン（Joe Biden）大

統領は今のところアメリカの TPP 協定復帰に慎重な姿勢を見せている。

4. APEC フォーラムの活用？

中国とアメリカの両方が参加する既存のフォーラムとしてはアジア太平洋地域の 21 エコノミーが参加する APEC がある⁸⁾。APEC では 2004 年と 2005 年の閣僚会合で「APEC プライバシー・フレームワーク」が承認され、さらに 2011 年には「APEC 越境プライバシー・ルール」(Cross-Border Privacy Rules, CBPR) システムが導入された。CBPR システムは、個人情報の取り扱いが APEC プライバシー・フレームワークの原則に適合すると認証された事業者が APEC 域内での自由な個人情報の流通を許可する認証スキームであり、現在、APEC に参加する 21 エコノミーのうちアメリカ、メキシコ、日本、カナダ、シンガポール、韓国、オーストラリア、台湾、およびフィリピンの 9 エコノミーが参加している。

こうした枠組みづくりは、電子商取引を発展させるためには消費者の信頼を得る必要があるという考えに基づくが、APEC の電子商取引分野の活動を広げる形で越境データを律する包括的ルールを作成することは一つの可能性として考えられる。しかし APEC CBPR システムはアメリカの主導で発展してきたという経緯があり、中国の協力を得ることは容易ではないだろう。

なお APEC と EU は 2012 年から APEC CBPR システムと EU データ保護法に基づく拘束的企業規則 (BCR) の相互運用に向けた協議を専門家レベルで行っている。BCR は企業グループ内で個人データを移転する際に EU 域内の企業が遵守すべき個人データ保護方針であ

り、前述したように GDPR で認められる「適切な安全保護措置による移転」の基礎になるものの一つである。しかしルールの整合性や実施手続きの違いなどの問題が解消されていないため、現在のところ CBPR と BCR の相互運用は実現していない。

5. 期待される日本の積極的関与

本稿でこれまで見てきたような国際動向が「デジタル立国」を目指す日本にも大きな影響を与えることは言うまでもないが、日本は「受け身」に終始することなく、その独自の立ち位置を活かし越境データの円滑な流れを促進するために積極的役割を果たすべきであろう。日本はアメリカとデジタル貿易協定を締結する一方、EU とはデータ移転に関して合意し、また TPP 協定と RCEP 協定の両方に参加している。つまり日本は、越境データを扱うさまざまな協定が交差するところに位置しているものであり、したがって関係各国の利害を調整する役割を担うのに適した立場にあるのではないだろうか。そうした役割を果たすことは日本の存在感を高めるのみならずネットワークで繋がった世界の利益にもなるはずである。

【注】

- 1) McKinsey Global Institute, Digital Globalization: The New Era of Global Flows, 2016, p. 4 and p. 30. <http://www.mckinsey.com/business-functions/digital-mckinsey/our-insights/digital-globalization-the-new-era-of-global-flows> [2019 年 6 月 1 日アクセス]
- 2) International Data Corporation (IDC), Data Age 2025: The Digitization of the World from Edge to Core, November 2018, p. 6. <https://www.seagate.com/files/www-content/our-story/trends/files/idc-seagate-dataage-whitepaper.pdf> [2019 年 3 月 18 日アクセス]
- 3) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 『ジェトロ世界貿易投資報告 2018 年版』 112 頁を参照せよ。
- 4) アメリカ、オーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マ

レーシア、およびメキシコ。

- 5) 政府セクターには「行政機関個人情報保護法」、民間セクターには「個人情報保護法」、独立行政法人には「独立行政法人等個人情報保護法」が適用されてきたが、これら3法を個人情報保護法に一元化することなどを内容とする改正法案が2021年2月9日に閣議決定され、今後、国会に提出される予定である。個人情報保護委員会「『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案』の閣議決定について」<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/> [2021年3月9日アクセス]
- 6) ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、およびベトナム。

- 7) なお日米デジタル貿易協定は、ソースコードの開示要求だけでなく、暗号の開示要求および人工知能 (AI) の計算手順にあたるアルゴリズムの開示要求も禁止する。
- 8) APEC 参加エコノミーは、日本、韓国、中国、台湾、香港、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア、パプアニューギニア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカ、メキシコ、およびチリ。

【参考文献】

須田祐子『データプライバシーの国際政治—越境データをめぐる対立と協調』（勁草書房、2021年）

世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

世界主要国の直接投資統計集 (2020年版) I. 概況編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行：2020年10月 / 価格：25,000円

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行

- ・日本企業の進出が多い国・地域だけでなく、世界の202か国・地域の対内および対外直接投資額、直接投資残高、直接投資収益等を収録し、国際比較ができる
- ・国別に投資形態別（クロスボーダーM&A、グリーンフィールド型投資）データおよび多国籍企業上位ランキングを掲載
- ・直接投資の分析に必要な不可欠な各種指標（対GDP比）、貿易収支、サービス貿易収支等の対GDP比、テレコミュニケーション・コンピュータ情報提供サービス収支、技術・貿易関連等のサービス個人間送金、観光、知的財産使用料等の直接投資関連データの国際比較データを収録
- ・見本 http://www.iti.or.jp/report_92.pdf をご参照ください。

世界主要国の直接投資統計集 (2021年版) II. 国別編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行：2021年6月(予定) / 価格：70,000円

※米ドル建に換算した数値データが利用できます（自国通貨建と米ドル建の2種類の表で構成）

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行し24回目／日本企業の進出が多い国・地域を中心に、対内および対外直接投資統計を収録。収録国数：57か国（日本を含む）／各国・地域の中央統計局、中央銀行、外国企業誘致促進機関等が作成する直接投資統計をもとに最新時点までの時系列データを掲載

【収録国・地域】アジア・太平洋地域 [中国、香港、韓国、台湾、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、ラオス、マレーシア、ミャンマー、インド、バングラデシュ、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド] / 米州 [米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ、ペルー] / 欧州 [英国、ドイツ、フランス、アイルランド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、オーストリア、スイス、スペイン、ポルトガル、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、クロアチア、スロベニア、キプロス、ギリシャ] / その他 [ロシア、イスラエル、南アフリカ、トルコ]

- ・見本 http://www.iti.or.jp/report_106.pdf をご参照ください。
- ・姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集 I. 概況編」を併用してお使いになると便利です。

ITI 国際直接投資マトリックス (2020年版) —CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行：2020年10月 / 価格：20,000円

1998年以来毎年発行し17回目 / OECD加盟国と諸外国との直接投資額の表 / 対内直接投資および対外直接投資について、フロー表とストック表を作成 / 2005年から2018年までの表が利用可能 / 非製造業種（金融・保険等の各種サービス）の直接投資額の表が利用可能 / 直接投資の分析に役立つ関連統計の2019年データまでをあわせて収録 / 見本 http://www.iti.or.jp/report_93.pdf をご参照ください / 姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集」「I. 概況編」および「II. 国別編」を併用してお使いになると便利です。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL : 03(5148)2601 / FAX : 03(5148)2677

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp / URL : <http://www.iti.or.jp/>